

群馬県通正化通信 NO. 182(令和5年11月号)

「整備管理者制度の運用について」及び「行政処分基準」が一部改正されました

大型車の車輪脱落事故は大事故に繋がる非常に危険なものですが、令和3年度は123件、令和4年度は140件発生しており、依然として多発している状況です。「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」が事故の分析・検討を行った結果、車輪脱落事故のほとんどは大型トラックによるもので、中間とりまとめの中で整備管理者権限の明確化や整備管理者に対する指導強化について提言しています。

国土交通省はこの提言を受け、令和5年9月29日付けで整備管理者の解任命令に大型車の車輪脱落事故を追加するとともに、自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分等の基準を改正し、10月1日から施行することとなりました。

● 主な改正内容

« 整備管理者の業務及び役割に以下を明記 »

大型車※を保有する場合は必須	
1	タイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理に関し、タイヤ脱着時の作業管理表等を用いるなどして適切に実施すること又は整備工場等に実施させること
2	整備管理規程にタイヤ脱着作業に関する自家整備作業要領を定めること（タイヤ着脱時の作業管理表において適切に実施できる場合は当該作業管理表を実施要領としても良い）
3	点検整備記録簿、タイヤ脱着時の作業管理表（大型車）、その他の記録簿を管理すること

※ 大型車とは車両総重量8t以上または乗車定員30人以上の自動車をいいます

« 整備管理者の解任命令に大型車の車輪脱落事故を追加（下線部） »

以下に該当した場合には、整備管理者の解任命令が行われることとなります	
1	整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、その調査の結果、当該自動車について日常点検整備、定期点検整備等が適切に行われていなかつたことが判明した場合
2	整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、その調査の結果、整備管理者が日常点検の実施方法を定めていなかつたり、運行可否の決定をしていなかつたりする等、整備管理規程に基づく業務を適切に行っていなかつたことが判明した場合
3	大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故が発生した場合であって、過去3年内に同事故が発生していた場合（自動車運送事業者にあっては、行政処分等の基準における、「ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの」の再違反の適用を受ける場合。自動車運送事業者以外にあっては、同処分基準を適用する場合と同等と認められる場合。） ※令和5年10月1日以降に発生したものから適用されます
4	整備管理者が自ら不正改造を行っていた場合、不正改造の実施を指示・容認した場合又は不正改造車の使用を指示・容認した場合
5	選任届の内容に虚偽があり、実際には資格要件を満たしていなかつたことが判明した場合又は選任時は資格要件を満たしていたものの、その後資格要件を満たさなくなつた場合

以下に該当した場合には、整備管理者の解任命令が行われることとなります

- 6 日常点検に基づく運行の可否決定を全く行わない、複数の車両について1年以上定期点検を行わない、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない等、整備管理者としての業務の遂行状態が著しく不適切な場合のような事例が発生した場合

※ ここでいう「事故」とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第1号、第3号、第11号及び第12号に定めるものを指します。

« 行政処分等の基準 »

行政処分の追加（下図参照）

1	ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したものの ^{*1, 2}	車両の使用停止	
		初違反20日車	再違反40日車
2	一定期間に複数回の上記事故を惹起した整備管理者に対し、解任命令を発令 上記による再違反の処分となる場合		



※1 車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていることの証明があった場合を除く

※2 車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る

事業者の皆様には今回の改正を踏まえ、各事業所内に備え付けられている「整備管理規程」の内容を確認のうえ、変更をお願いいたします。なお、最新版の規程については、群馬県トラック協会HPからダウンロードすることが可能ですのでご確認ください。

また、車輪の脱落事故は冬用タイヤへの交換など、車輪脱着作業後に多く発生しています。

要因の中には、積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中し、不適切な脱着作業が行われた事例もあるそうです。

今年も冬用タイヤへの交換時期が近づいています。事業者や整備管理者の皆様には、早期の冬用タイヤへの交換をお願いするとともに、運転者や整備管理者に対しても事故防止対策に向けた確実な点検実施と保守管理の取組をお願いいたします。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821